

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.10.16	住居表示変更	変更前	郵便局	090830	ジアウトレット湘南平塚内郵便局	-	神奈川県平塚市大神字一之堰605	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	090830	ジアウトレット湘南平塚内郵便局	-	神奈川県平塚市大神8-1-1	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.1	契約解除	変更前	営業所	116430	白樺湖簡易郵便局	○	長野県茅野市北山3418-19	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.11.1	業務変更	変更前	郵便局	218910	吉良津平簡易郵便局	○	愛知県西尾市吉良町津平中村140	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	218910	吉良津平簡易郵便局	○	愛知県西尾市吉良町津平中村140	-	○	○	×	○	○	-	
R5.11.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	737020	三松簡易郵便局	○	宮崎県小林市堤3520-17	-	○	○	×	○	○	-	
R5.11.1	契約解除	変更前	営業所	748860	棕本簡易郵便局	○	福岡県飯塚市棕本587-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.11.1	契約解除	変更前	営業所	768260	黒口簡易郵便局	○	長崎県西海市西海町黒口郷1922	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.11.1	契約解除	変更前	営業所	857710	三中簡易郵便局	○	山形県西村山郡朝日町三中丙68-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.11.1	契約解除	変更前	営業所	857800	酒町簡易郵便局	○	山形県東置賜郡川西町玉庭3537	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.11.1	契約解除	変更前	営業所	997020	富武士簡易郵便局	○	北海道常呂郡佐呂間町富武士番外地	○	○	×	×	×	×	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5.11.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	997470	稚内富士見簡易郵便局	○	北海道稚内市富士見5	○	○	○	×	○	○	-	
R5.11.6	移転	変更前	郵便局	234750	清水下野郵便局	-	静岡県静岡市清水区下野西12-71	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	234750	清水下野郵便局	-	静岡県静岡市清水区下野西6-33	-	○	○	○	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R5.11.15	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	営業所	088360	イツモア一宮SC簡易郵便局	○	山梨県笛吹市一宮町竹原田1333	-	○	○	×	○	○	-	
R5.11.20	移転	変更前	郵便局	054250	佐倉中志津郵便局	-	千葉県佐倉市中志津3-17-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	054250	佐倉中志津郵便局	-	千葉県佐倉市中志津1-35-5	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.20	移転	変更前	郵便局	401000	四條畷岡山郵便局	-	大阪府四條畷市岡山東2-1-33	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	401000	四條畷岡山郵便局	-	大阪府四條畷市岡山東1-10-12	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.20	移転	変更前	郵便局	811750	多賀城郵便局	-	宮城県多賀城市八幡3-10-35	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	811750	多賀城郵便局	-	宮城県多賀城市中央2-1-1	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.27	移転・改称	変更前	郵便局	010030	麻布郵便局	-	東京都港区麻布台1-7-3	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	010030	麻布台ヒルズ郵便局	-	東京都港区麻布台1-3-1	-	○	○	○	○	○	-	
R5.11.27	移転・改称	変更前	郵便局	054500	千葉CCプラザ内郵便局	-	千葉県千葉市中央区千葉港2-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	054500	千葉市役所前郵便局	-	千葉県千葉市中央区登戸1-26-1	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。